平成17年度長崎地方裁判所委員会(第1回)議事概要

- 1 日 時 平成17年9月21日(水)午後1時15分~午後4時30分
- 2 場 所 長崎地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員) 安達一藏, 浦里和弘, 進藤千絵, 田中素子, 峠憲治, 馬場好美, 原章夫, 藤野美保, 正木勝彦, 吉田雅子(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー) 林刑事部部総括判事

(事務担当者) 岩下事務局長,橋邉民事首席書記官,吉野刑事首席書記官, 山内総務課長(庶務)

4 議事

- (1) 長崎地方裁判所長あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長の選出

委員の互選によって,正木委員(長崎地方裁判所長)が委員長に選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長は、委員長代理に安達委員を指名した。

- (5) 裁判傍聴後の質疑応答(※○は委員の, ●は当日出席の林刑事部部総括判 事の発言。)
 - 裁判とは難しいものだと考えていたが、話し方や使われている言葉など は思ったよりも分かりやすいものであった。
 - かなり以前に裁判を傍聴したことがあるが、それと比較して裁判官、検察官及び弁護士とも語りかけるような口調で話し、言葉も用語もずいぶん分かりやすくなっていると感じた。
 - 裁判所で行われている研究会においても分かりやすい話し方を研究テー

マに採り入れるなど,以前と比べて分かりやすい裁判についての研究を行っている。

- (6) 裁判員制度に関する質疑応答(※○は委員の, ●は当日出席の林刑事部部 総括判事の,□は委員長の発言。)
 - 一般市民が裁判員となった場合,法知識が乏しいこともあり,有罪か無 罪かや量刑について判断するのは難しいのではないか。
 - 有罪か、無罪か、という判断をいきなり求められるわけではなく、一つ ひとつの事実、証拠について一般常識から導かれる判断を積み重ねた上で 最終的に罪を問うべきか否かの結論に至ることになるので、法律に関する 専門的な知識は必要としない。

量刑については、白紙の状態で裁判員に意見を求めるということはない。これまでの裁判結果の集積があり、量刑判断の資料とするため、類似の事案の量刑を示すことは可能と思われる。

- 法律のことをよく知らない一般市民は、裁判官の意見に誘導され、それ に従うことになり、結局、常識的な感覚を裁判に生かすことはできなくな るのではないか。
- 裁判員に求められるのは法律の解釈ではなく、事実の認定である。一つひとつの事実や証拠からどのようなことが考えられるかを常識的な感覚で判断してもらうものである。

この事実の認定は、特別に難しいことではなく、皆さんが日常的に生活で体験していることである。例えば、子どもの兄弟げんかが起こった場合、親は、それを実際に見聞きしたり、あるいは両者の言い分を聞いて、どちらかが悪いというような判断をすると思う。裁判員制度における事実認定もこれと同じと考えてもらいたい。

○ 裁判員制度は、裁判員に何か新しいことを創り出してもらうというものではなく、検察官及び弁護士双方の主張について、常識的な感覚に照ら

し、どちらがより自然であるかということを判断するものであると考える。

- 裁判員制度の対象となるものは、どのような事件になるのか。
- 殺人、強盗致死傷、傷害致死等の罪の重い重大事件が対象となる。
- 裁判員制度は、なぜ、重大事件だけが対象とされるのか。軽い事件を対象にすれば、国民の負担も少なく、スムーズに参加できるのではないか。
- 法律の専門家でない国民の皆さんの常識的な感覚を裁判に反映させるということから、国民にとって社会的影響がより大きい重大事件を対象とすべきとの司法制度改革審議会での議論等を踏まえ、先ほど例示したような重大事件が裁判員制度の対象とされるようになったと考えている。
- 報道関係者が裁判員に選任された場合、守秘義務については、他の裁判員と全く同様となるのか。
- 事件報道を行う記者等であっても、裁判員に選任されれば、守秘義務は 他の裁判員と全く同様と考えられる。
- □ 事案によっては、報道関係者が選任の段階で除外されることはあり得る と思われる。
- (7) 庶務から、本委員会で検討を重ねた民事事件及び家事事件手続に関する一 覧性のある案内書の作成について、リーフレット「裁判所総合案内」を作成 し、関係機関に送付したことを報告した。
- (8) 次回委員会の協議テーマについて(※□は委員長の,○は委員の発言。)
 - □ この裁判員制度については、次回委員会においても引き続き協議テーマ としたい。今後の裁判員制度に関する協議テーマ案として、別紙のとおり 考えているがいかがか。

また、この他にも協議テーマとして考えられる事項があれば伺いたい。

○ 当面は、この裁判員制度に関するものだけを協議テーマとしてはどうか。

□ 次回委員会の協議テーマは、「裁判員制度において裁判員に求められる 役割及び分かりやすい裁判を実現するための方策」とし、協議をお願いし たい。

また、平成18年4月1日から施行される「労働審判法」についての説明も予定したい。

(委員全員異議なし。)

5 次回期日

平成18年3月8日(水)午後1時30分~午後4時(長崎地裁大会議室)

地裁委員会における裁判員制度に関する今後のテーマについて(案)

1 第1回(平成17年9月21日)

刑事裁判の法廷傍聴と裁判員制度の説明、及び質疑応答

- (1) 刑事裁判の傍聴
- (2) 裁判員裁判によって現行の刑事裁判はどう変わるか(ビデオの視聴)
- (3) 裁判傍聴後の感想を委員から聞く
- (4) 裁判員制度に関する委員へのアンケート結果について
- (5) 裁判員制度に関する質疑応答
- 2 第2回

裁判員裁判において、裁判員に求められる役割及び分かりやすい裁判を実現 するための方策

3 第3回

裁判員裁判の具体的イメージを掴むための模擬裁判実施

4 第4回以降

県民が参加しやすい裁判員制度にするための方策及び広報の在り方 (長崎県内で裁判員制度実施のための法曹三者の態勢整備の必要性や長崎県内で裁判員裁判の実施裁判所などについての意見交換も行う。)

この議題については、状況に応じて何回かの継続協議が考えられる。